

# 安来市第4期 障がい者基本計画

令和6年3月

安来市



## 目次

---

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....           | 1  |
| 1 計画策定の趣旨.....                | 1  |
| 2 計画の位置づけ.....                | 3  |
| 3 計画の期間.....                  | 5  |
| 第2章 障がい福祉の現状と課題.....          | 6  |
| 1 障がいのある人等の概況.....            | 6  |
| 2 現状と課題の整理.....               | 16 |
| 第3章 目標と基本理念.....              | 23 |
| 1 障がい福祉の目標.....               | 23 |
| 2 基本理念.....                   | 24 |
| 3 施策の体系.....                  | 25 |
| 第4章 障がい福祉施策の展開.....           | 26 |
| 基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進.....     | 26 |
| 基本方針2 自立した地域生活の支援.....        | 29 |
| 基本方針3 ライフステージに対応した支援の充実.....  | 33 |
| 基本方針4 保健・医療の充実.....           | 38 |
| 基本方針5 住みよいまちづくりの推進.....       | 41 |
| 第5章 計画の推進体制.....              | 45 |
| 1 各種関係機関等との連携.....            | 45 |
| 2 計画の進捗状況の点検・評価.....          | 45 |
| 資料編.....                      | 46 |
| 1 安来市障害者基本計画策定委員会設置要綱.....    | 46 |
| 2 第4期安来市障害者基本計画策定委員会委員名簿..... | 47 |
| 3 策定経過.....                   | 48 |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

安来市（以下、本市という。）では、平成29年度に障がい者施策全般にわたる方向性を示した「安来市第3期障がい者基本計画」を策定し、令和2年度には必要な福祉サービスを総合的かつ計画的に提供することを目的に、「第6期安来市障がい福祉計画及び第2期安来市障がい児福祉計画」の策定を行い、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの推進に努めてきました。

この間、国においては、令和3年には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

本市では「安来市第3期障がい者基本計画」が計画期間を終了することを受け、これらの新たな制度や社会の動向、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、本市における障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「安来市第4期障がい者基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

### ※障害の表記について

この計画書の中で、「障害」と「障がい」の2通りの表現を用いています。

文章前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」と平仮名表記としています。

ただし、表記変更の適用外として、法令・条例・医学分野等での専門用語・著作物や「障害物除去」、「電波障害」など、表記を変更することによりその用語の持つ意味が失われたり、誤解されるおそれがあるもの、人の状態を示すものでない用語で用いる場合はそのままの漢字表記としています。

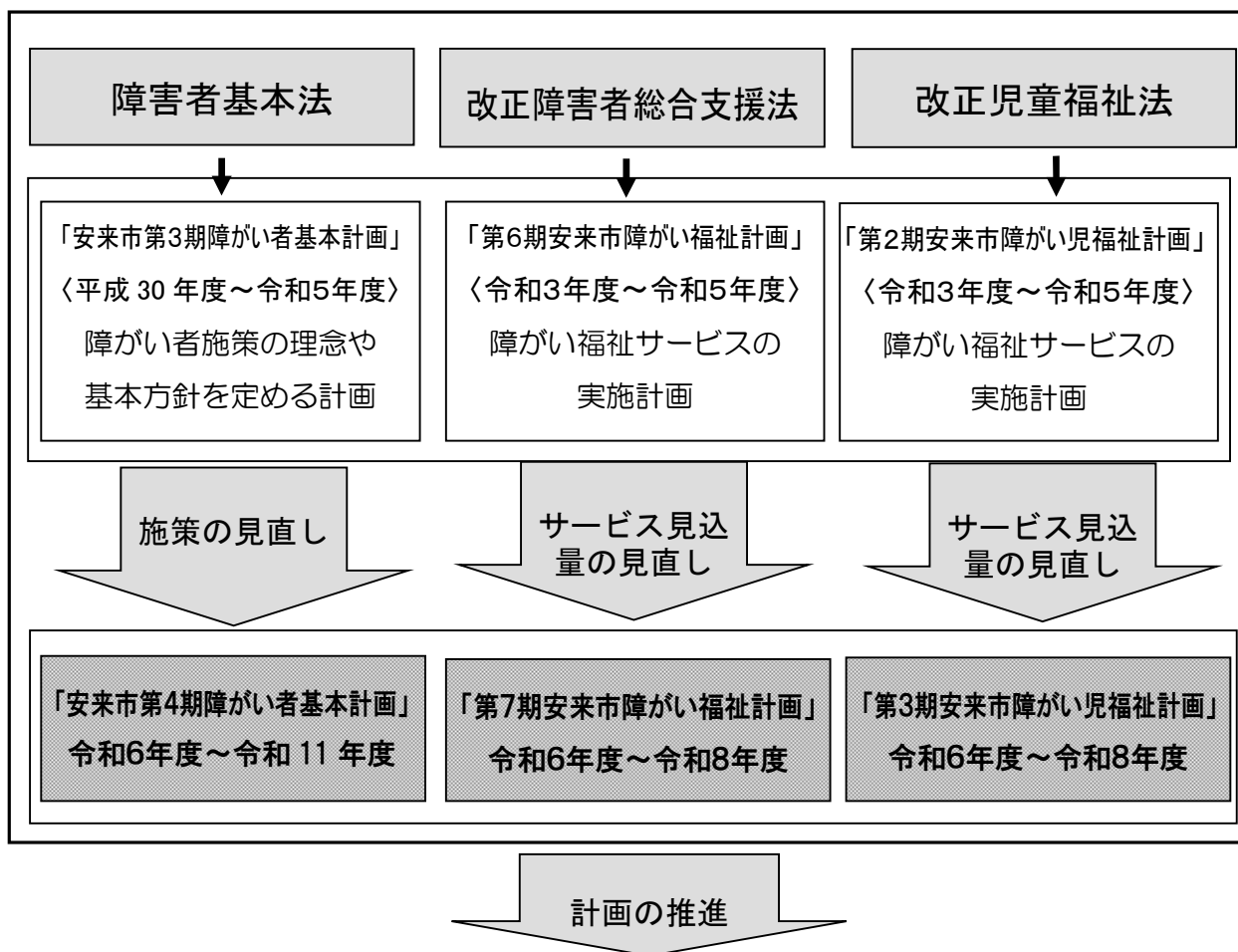
■障がい者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

| 年   | 主な制度・法律                         | 主な内容                                                                                      |
|-----|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| H30 | 障害者基本計画(第4次)策定                  |                                                                                           |
|     | 【改正】障害者雇用促進法                    | ・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる                                                                   |
|     | 【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行          | ・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応<br>・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備                          |
|     | 障害者文化芸術推進法の施行                   | ・文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進<br>・計画策定が努力義務化(地方公共団体)                    |
| H31 | 障害者文化芸術推進計画策定                   | ・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進<br>・障がい者による作品等の創造に対する支援の強化<br>・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現 |
| R1  | 【改正】障害者雇用促進法                    | ・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)<br>・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給                                    |
|     | 読書バリアフリー法の施行                    | ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする                                                        |
| R2  | 【改正】障害者雇用促進法                    | ・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の開始                                                |
| R3  | 【改正】障害者差別解消法                    | ・合理的配慮の提供義務の拡大                                                                            |
|     | 医療的ケア児支援法の施行                    | ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記                               |
| R4  | 【改正】障害者総合支援法                    | ・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める                                                               |
|     | 【改正】障害者雇用促進法                    | ・週20時間未満で働く精神障がい者等について、法定雇用率の算定対象に加える                                                     |
|     | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 | ・障がい者による情報の取得利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進                                                        |

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

○本計画は、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」、「改正障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」、「改正児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。



#### 障がい者基本計画

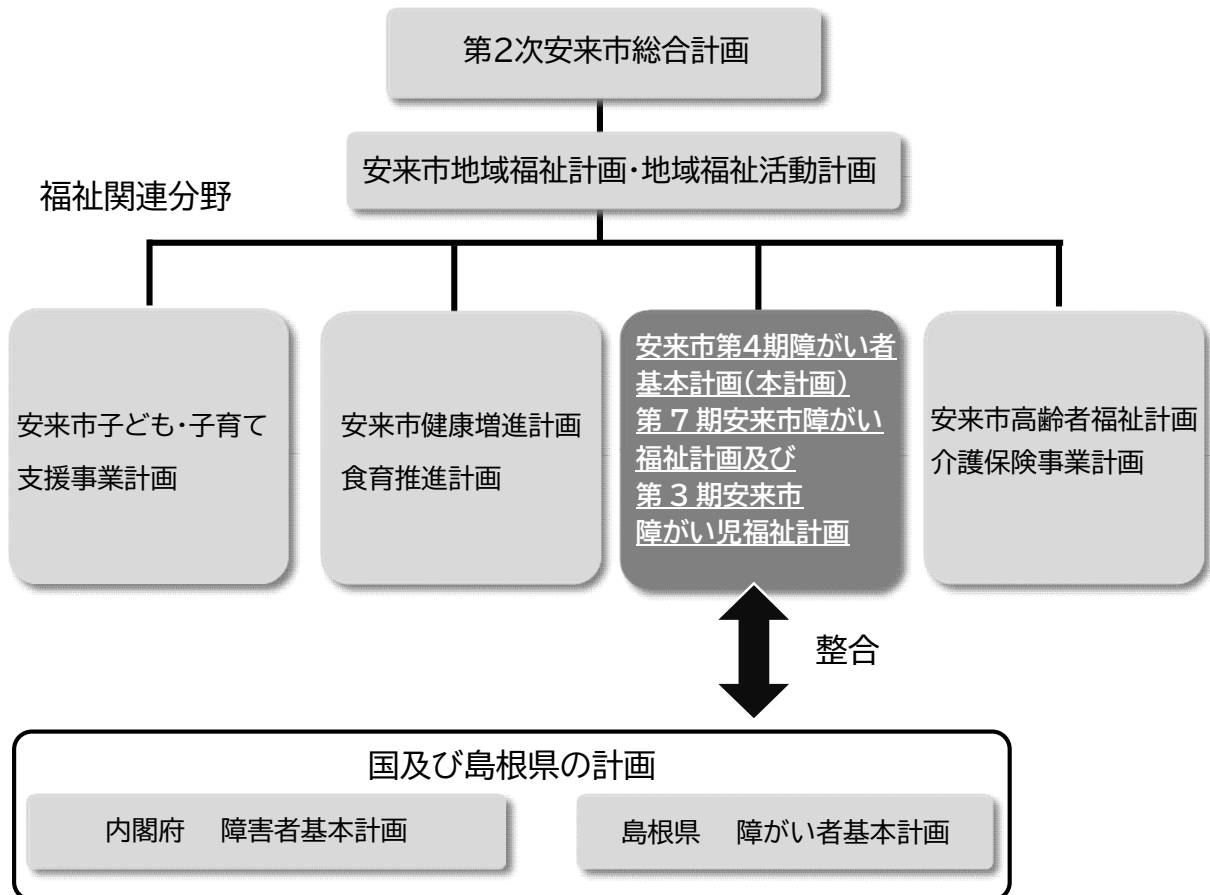
障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

#### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

## (2) 計画の位置づけ

○本計画は、市の最上位計画である総合計画や、上位計画である地域福祉計画、関連計画である子ども・子育て支援事業計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。





### 3 計画の期間

○「安来市第4期障がい者基本計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。「第7期安来市障がい福祉計画」「第3期安来市障がい児福祉計画」は、国の方針で令和6年度から令和8年度の3年間となっています。

○計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

|          |       |      |      |       |      |      |       |      |      |      |      | (年度) |
|----------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|
|          | H30   | R 1  | R 2  | R 3   | R 4  | R 5  | R 6   | R 7  | R 8  | R 9  | R10  | R11  |
|          | 2018  | 2019 | 2020 | 2021  | 2022 | 2023 | 2024  | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
| 障がい者基本計画 |       |      |      |       |      |      |       |      |      |      |      |      |
|          | 第3期計画 |      |      |       |      |      | 第4期計画 |      |      |      |      |      |
|          |       |      |      |       |      |      |       |      |      |      |      | 見直し  |
| 障がい福祉計画  |       |      |      |       |      |      |       |      |      |      |      |      |
|          |       |      |      | 第6期計画 |      |      | 第7期計画 |      |      |      |      |      |
|          |       |      |      |       |      |      |       |      | 見直し  |      |      |      |
| 障がい児福祉計画 |       |      |      |       |      |      |       |      |      |      |      |      |
|          |       |      |      | 第2期計画 |      |      | 第3期計画 |      |      |      |      |      |
|          |       |      |      |       |      |      |       |      | 見直し  |      |      |      |

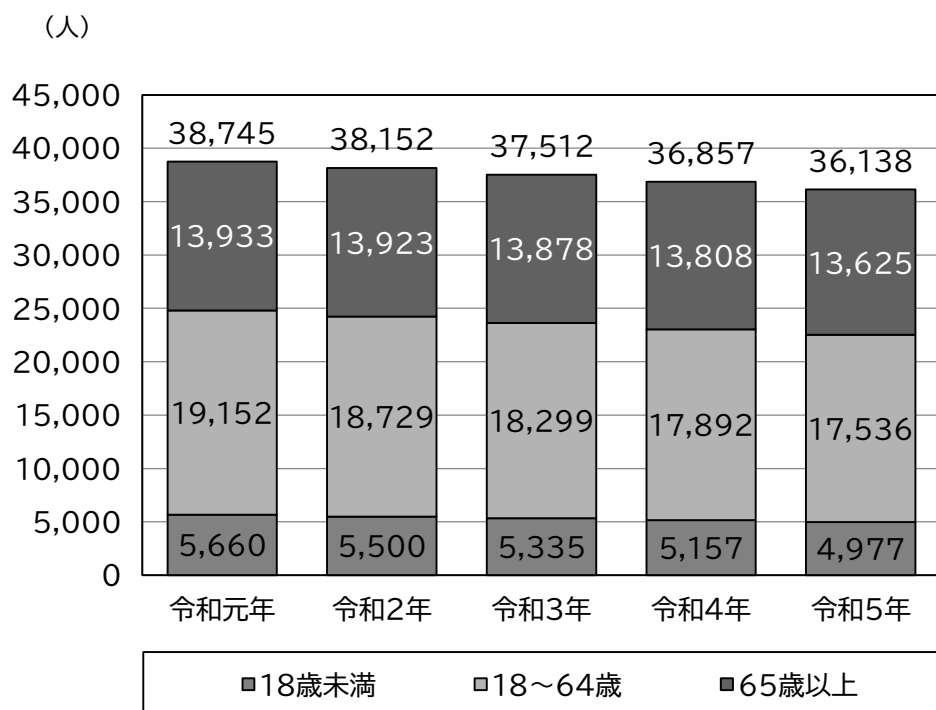
## 第2章 障がい福祉の現状と課題

### 1 障がいのある人等の概況

#### (1) 総人口

本市の総人口は、令和5年4月1日時点では36,138人で、減少傾向で推移しています。また、人口構成をみると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口は減少傾向で推移しています。

#### ▼年齢3区分別 総人口の推移

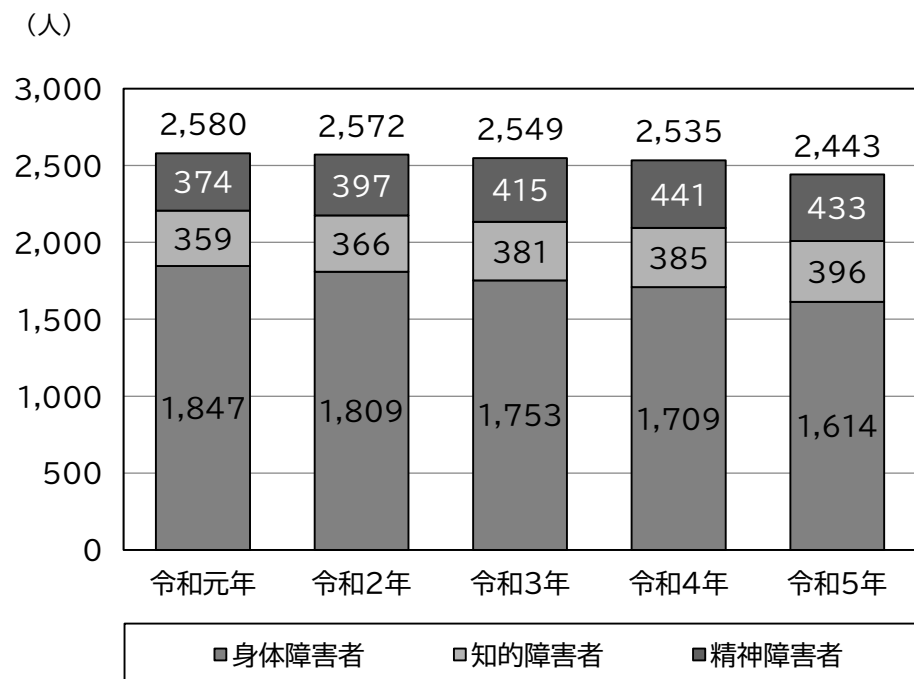


資料：住民基本台帳 各年4月時点

## (2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は、令和元年に比べて、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増しています。

### ▼障害者手帳所持者数の推移



資料：住民基本台帳 各年4月時点

### (3) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ①等級別の推移

令和元年以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年で身体障害者手帳所持者数は1,614人となっています。

年齢別にみると65歳以上が全体の約8割弱となっています。

#### ▼身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

|    | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 534   | 533   | 505   | 505   | 481   |
| 2級 | 198   | 196   | 193   | 191   | 180   |
| 3級 | 283   | 276   | 280   | 275   | 261   |
| 4級 | 606   | 586   | 568   | 539   | 505   |
| 5級 | 99    | 94    | 86    | 81    | 76    |
| 6級 | 127   | 124   | 121   | 118   | 111   |
| 合計 | 1,847 | 1,809 | 1,753 | 1,709 | 1,614 |

資料：住民基本台帳 各年4月時点

#### ▼年齢別の身体障害者手帳所持者数

|        | 18歳未満 | 18～64歳 | 65歳以上 | 合計    |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| 人数(人)  | 11    | 268    | 1,335 | 1,614 |
| 構成比(%) | 0.7   | 16.6   | 82.7  | 100.0 |

資料：住民基本台帳 令和5年4月

#### ②障がい種別の推移

障がい種別では、肢体不自由が768人で最も多く、次いで内部障害が493人となっています。

#### ▼障がい種別

|       | 視覚機能障害 | 聴覚・平衡機能障害 | 音声・言語・そしゃく機能障害 | 肢体不自由 | 内部障害 |
|-------|--------|-----------|----------------|-------|------|
| 人数(人) | 96     | 241       | 16             | 768   | 493  |

資料：住民基本台帳 令和5年4月時点

#### (4) 療育手帳所持者の状況

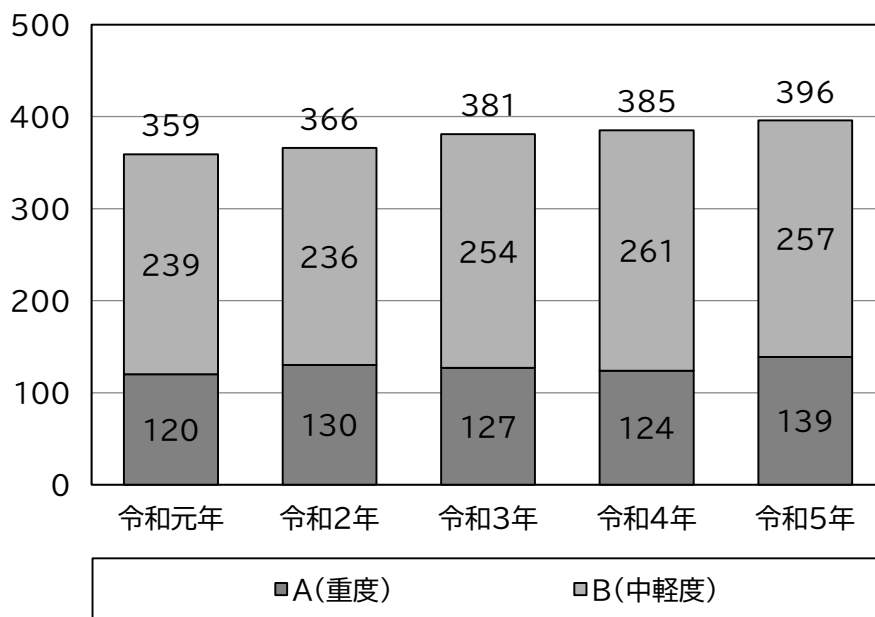
療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では396人となっています。

令和5年の等級別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が139人、B（中軽度）が257人となっています。

年齢別では、18～64歳が全体の約7割弱となっています。

##### ▼等級別の療育手帳所持者数の推移

(人)



資料：住民基本台帳 各年4月時点

##### ▼年齢別の療育手帳所持者数

|        | 18歳未満 | 18～64歳 | 65歳以上 | 合計    |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| 人数(人)  | 64    | 284    | 48    | 396   |
| 構成比(%) | 16.2  | 71.8   | 12.1  | 100.0 |

※四捨五入により100.0%にならない

資料：住民基本台帳 令和5年4月

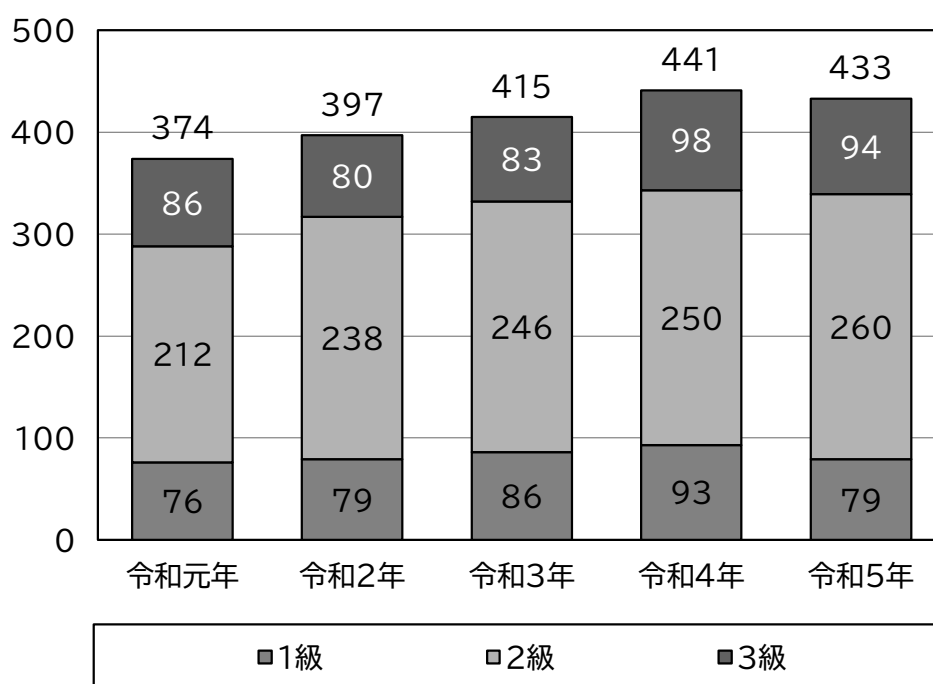
## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日年度時点では433人となっています。

令和5年の等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、1級が94人、2級が260人、3級が79人となっています。

### ▼精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)



資料： 住民基本台帳 各年4月時点

### ▼年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者

|        | 18歳未満 | 18-64歳 | 65歳以上 | 合計    |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| 人数(人)  | 16    | 310    | 107   | 433   |
| 構成比(%) | 3.7   | 71.6   | 24.7  | 100.0 |

資料： 住民基本台帳 令和5年4月

### ▼年齢別 自立支援医療受給者数（精神通院医療）

|        | 18歳未満 | 18-64歳 | 65歳以上 | 合計    |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| 人数(人)  | 22    | 670    | 219   | 911   |
| 構成比(%) | 2.4   | 73.5   | 24.0  | 100.0 |

※四捨五入により 100.0%にならない

資料： 住民基本台帳 令和5年4月

## (6) 発達障がい者（児）

自立支援医療（精神通院医療）受給者の疾患名から把握できる発達障がい者数は94人となっています。

通常学級に在籍しているが、学習上又は行動上著しい困難や問題が見られるため、特別な配慮を必要とする児童・生徒は、小学校で11.5%、中学校で8.5%となっています。

この調査にもとづいて本市における特別な配慮が必要な児童・生徒数を推計すると、小学校で200人、中学校で80人となっています。

### ▼自立支援医療受給者の疾病名から把握した安来市の発達障がい者数

|       | 発達障がい者数 | 自立支援医療受給者数 |
|-------|---------|------------|
| 人数(人) | 94      | 911        |
| 割合(%) | 10.3    | —          |

資料：住民基本台帳 4月時点

### ▼通常学級に在籍する幼児・児童・生徒のうち特別な配慮が必要な者の割合

|       | 幼稚園<br>保育所 | 小学校  | 中学校 | 高等学校 |
|-------|------------|------|-----|------|
| 割合(%) | 7.1        | 11.5 | 8.5 | 3.1  |

資料：令和3年度島根県調査

### ▼安来市の特別配慮が必要な児童・生徒数

|       | 小学校 | 中学校 | 合計  |
|-------|-----|-----|-----|
| 人数(人) | 200 | 80  | 280 |

資料：令和3年度島根県調査数値をもとに試算

※発達障がい…脳機能の発達に関係する障がい。行動や認知の特徴により、自閉症スペクトラム障がい（ASD）（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（AD・HD）など、いくつかのタイプに分類される。一般的にコミュニケーションや対人関係をつくることに困難を感じるといわれている。

## (7) 難病患者

令和5年の特定医療費（指定難病）受給者数は365人で、そのうちの約5割を高齢者が占めています。

対象疾病（指定難病）は令和3年11月より338疾病に拡大されており、患者数の増加が見込まれます。

### ▼難病患者数

|             |        | 40歳未満 | 40～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 | 合計    |
|-------------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 令和2年<br>3月末 | 人数(人)  | 50    | 104    | 94     | 83    | 331   |
|             | 構成比(%) | 15.1  | 31.4   | 28.4   | 25.1  | 100.0 |
| 令和5年<br>3月末 | 人数(人)  | 50    | 120    | 89     | 106   | 365   |
|             | 構成比(%) | 13.7  | 32.9   | 24.4   | 29.0  | 100.0 |

資料：松江保健所

※難病…発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、長期の療養を必要とするもの。

※指定難病…難病のうち、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、次の2条件を満たすもの。

- ①患者数が日本において一定の人数に達していない
- ②客観的な診断基準が確立している



## (8) 保育・教育の現状

### ① 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診率は高く、いずれの検診も7割を超えています。

#### ▼乳幼児健康診査の受診状況

|         | 1か月児 | 4カ月  | 9カ月  | 1歳6か月 | 3歳児  |
|---------|------|------|------|-------|------|
| 対象者数(人) | 178  | 165  | 179  | 207   | 224  |
| 受診者数(人) | 140  | 157  | 177  | 198   | 221  |
| 受診率(%)  | 78.7 | 95.2 | 98.9 | 95.7  | 98.7 |

資料：安来市子ども未来課 令和4年度

### ② 障がい児保育

障がい児保育は令和5年度には11の施設で実施され、23人が利用しています。

#### ▼障がい児保育の状況

|       | 実施施設数<br>(か所) | 実利用児童数<br>(人) |
|-------|---------------|---------------|
| 令和5年度 | 11            | 23            |

資料：安来市子ども未来課

### ③ 特別支援教育

特別支援学級については、令和5年度で、小学校で31学級、中学校で16学級が設置されています。

特別支援学校については令和4年度で、小学部の就学者数は8人、中学部の就学者数は10人となっています。

#### ▼特別支援学級の状況

|       | 小学校     |        | 中学校     |        |
|-------|---------|--------|---------|--------|
|       | 学級数(学級) | 児童数(人) | 学級数(学級) | 児童数(人) |
| 令和3年度 | 29      | 75     | 11      | 29     |
| 令和4年度 | 29      | 78     | 13      | 29     |
| 令和5年度 | 31      | 74     | 16      | 31     |

資料：学校基本調査

## ▼特別支援学校への就学者数

|       | 小学部(人) | 中学部(人) |
|-------|--------|--------|
| 令和2年度 | 6      | 5      |
| 令和4年度 | 8      | 10     |

資料：島根県特別支援教育課

## (9) 雇用の現状

### ① 企業における障がい者雇用

公共職業安定所（ハローワーク）安来管内には、障害者雇用率制度の対象となる企業が30社あります。雇用されている障がい者は124.5人、実雇用率は2.20%となっています。

また、障害者雇用率制度の対象とならない小規模企業は8社あり、雇用されている障がい者は21人、実雇用率は7.19%となっています。

### ▼障害者雇用率制度対象企業における障がい者雇用の状況

| 企業数<br>(社) | 常用労働者数<br>(人) | 障がい者数<br>(人) | 実雇用率<br>(%) |
|------------|---------------|--------------|-------------|
| 30         | 5,667         | 124.5        | 2.20        |

資料：厚生労働省島根労働局 令和4年度

### ▼小規模企業における障がい者雇用の状況

| 企業数<br>(社) | 常用労働者数<br>(人) | 障がい者数<br>(人) | 実雇用率<br>(%) |
|------------|---------------|--------------|-------------|
| 8          | 292           | 21           | 7.19        |

資料：厚生労働省島根労働局 令和4年度

※障害者雇用率制度…障害者雇用促進法により、全ての事業主には、一定の割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。

| 制度対象となる事業主区分 | 法定雇用率 |
|--------------|-------|
| 民間企業         | 2.3%  |
| 国、地方公共団体等    | 2.6%  |
| 都道府県等の教育委員会  | 2.5%  |

【実雇用率(%)の算定方法】  
 対象障がい者である常用労働者  
 + 失業している対象障がい者数 ×100  
 常用労働者+失業者数

※小規模企業…常用労働者数が20人以下の民間企業

## ②市役所などにおける障がい者雇用

市役所で雇用されている障がい者は15人で、実雇用率は2.77%となっています。

教育委員会では3人が雇用され、実雇用率は2.23%、市立病院では4人が雇用され、実雇用率は1.69%となっています。

### ▼安来市役所における障がい者雇用の状況

| 職員数(人) | 障がい者数(人) | 実雇用率(%) |
|--------|----------|---------|
| 542    | 15       | 2.77    |

資料：厚生労働省島根労働局 令和5年度

### ▼安来市関連機関における障がい者雇用の状況

|        | 職員数(人) | 障がい者数(人) | 実雇用率(%) |
|--------|--------|----------|---------|
| 市教育委員会 | 135    | 3        | 2.23    |
| 市立病院   | 236    | 4        | 1.69    |

資料：厚生労働省島根労働局

## (10) 障がい福祉の現状

本市には19か所の障がい福祉サービス事業所と、5か所の相談支援事業所、5か所の障がい児通所支援事業所があります。

### ▼障がい者支援事業所

| 事業所類別        |                         | 事業所数(か所) |
|--------------|-------------------------|----------|
| 障がい福祉サービス事業所 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護   | 6        |
|              | 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 | 8        |
|              | 短期入所                    | 2        |
|              | 施設入所                    | 0        |
|              | 療養介護                    | 0        |
|              | グループホーム                 | 3        |
| 相談支援事業所      |                         | 5        |
| 障がい児通所支援事業所  |                         | 5        |

## 2 現状と課題の整理

### (1) 調査の概要

本計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施いたしました。

#### ▼市民アンケート調査

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 調査対象 | 安来市在住で、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している方 |
| 抽出方法 | 無作為抽出                                                 |
| 配布数  | 800 件                                                 |
| 回収数  | 356 件                                                 |
| 回収率  | 44.5%                                                 |
| 調査方法 | 郵送による配布、回収                                            |
| 調査期間 | 令和5年7月5日～7月31日                                        |

## (2) 調査からみえる現状と課題

アンケート調査結果からみえる現状と課題は以下の通りです。

### テーマ① 理解促進

#### ◆ 調査結果 ◆

○日常生活で差別や偏見を感じることは前回調査に比べ減少していますが、依然として約4割は差別や偏見を感じています。

#### 【日常生活において差別や偏見を感じるか】

|       | 前回調査  | 今回調査  |
|-------|-------|-------|
| 感じる※  | 44.8% | 40.8% |
| 感じない※ | 46.9% | 46.1% |

※「よくある」と「ときどきある」の合算  
※「ほとんどない」と「まったくない」の合算

○差別を感じることは、人間関係、仕事や収入、街角での人の視線が多くあげられています。

○人間関係において、差別や偏見を感じやすい傾向が伺えます。

#### 今後の課題

○学校教育やイベントなど、あらゆる機会をとらえて交流の促進、幼少期からの理解啓発、住民行事に参加しやすい環境づくり等を図っていくことが必要です。

○交通機関や医療機関の利用時や、買い物の際のお店の対応などにおいて、差別や偏見を感じるという意見が障がいの種別問わず多くなっていることから、地域で暮らす住民だけでなく、事業者に対する障がいへの理解・促進も必要となっています。

○令和3年の障害者差別解消法一部改正を受け、合理的配慮の提供義務が民間事業者にも義務付けられました。合理的配慮提供の判断基準について、その線引きは事業所判断に委ねられますが、問い合わせ等に適切な対応ができるよう相談窓口や対応指針に基づくガイドラインなどの整備を進めていく必要があります。

## テーマ② 保健・医療

### ◆ 調査結果 ◆

- 保健・医療面での困りごとでは、「障がいや病状が進むこと」、「お金がかかること」、「症状を伝えにくい、説明がわからない」、「交通が不便、移動が大変」等があげられます。
- 悩みや困りごとを相談する相手として医師や看護師を回答する方がいる一方で、医療機関利用時にコミュニケーションに困ったりする方もいることが伺えます。

### 今後の課題

- 安心して医療を受けられる環境づくりとして、通院の支援(医療機関までの移動の支援)が求められています。
- 差別や偏見を感じた場面として医療機関をあげる回答が多くなっているほか、医療機関でのコミュニケーションについて困難を感じている人も一定数みられるため、引き続き医療機関に対して障がいに対する理解を促していく必要があります。
- 医療機関との連携を通じて、医療的ケアを必要とする方にも対応できる仕組みを構築していく必要があります。

### テーマ③ 生活支援の充実

#### ◆ 調査結果 ◆

○主な介助者の年齢は、70 歳以上が約 3 割強となっています。介助者の健康状態は約 2 割が「よくない」と回答しています。

##### 【主な介助者の年齢】

|    | 49 歳以下 | 50 歳代 | 60 歳代 | 70 歳以上 |
|----|--------|-------|-------|--------|
| 全体 | 9.7%   | 29.3% | 28.0% | 32.9%  |

○本市で生活するために必要な支援として、相談体制の充実やサービスが適切に利用できる環境などが求められています。

○今後利用したいサービスでは相談支援が最も高くなっています。

#### 今後の課題

○福祉に携わる人材の確保という点では、学校に対する福祉教育の充実、地域と事業所の交流を通じた職業への理解促進など、障がい福祉サービスに携わることにに対するイメージ改善に取り組むとともに、就労環境の改善に向け、国等へ要望を行っていくことが必要となります。

○本市においても、「親亡き後」として、当事者に対するケアの質の低下や社会参画の機会の喪失など、様々な問題が懸念されます。当事者や家族の意思を尊重しながら、地域において自分らしく暮らすことができるよう、サービス提供や就労支援をはじめとしたサービス事業所、行政機関、地域住民それぞれの持ち味を生かした包括的な取組が今後も重要であると考えます。

○障がいのある人の特性に応じた情報提供・窓口対応の方法のさらなる検討や、合理的配慮に基づいたアクセシビリティの確保が必要となっています。

## テーマ④ 雇用・就労

### ◆ 調査結果 ◆

- 正社員として勤務している割合は約3割弱程度となっています。
- 現在の仕事や職場での不満なことでは、「仕事による収入」が最も高くなっています。
- 現在働いていなくて、今後就労意向のある方では、民間企業、就労継続支援 A 型・B 型での就労を希望している割合が高くなっています。また、職業訓練も約半数が受けたいと回答しています。
- 就労のために必要なことについては、事業主の理解や相談窓口の充実を求める声が多くなっています。

### 今後の課題

- 職場における配慮や、障がいの特性に応じた働き方を求める声がみられるなか、職場以外の相談支援が必要であるという意見が多くなっていることから、職場における理解促進だけでなく、就労後のフォローアップなど、寄り添った形での就労支援が必要となっています。
- 障がいのある人が経済的自立を果たすため、工賃向上に向けた販路拡大等の取り組みも求められています。
- 第3期安来市障がい者基本計画が開始した平成30年から現在まで、障害者雇用促進法の改正が複数回行われています。法定雇用率の引き上げや、官公庁による率先した障がい者雇用など、障がい者の雇用機会拡大と併せ、障がい者が安定して就業・継続就業できるための支援体制の整備が求められています。



## テーマ⑤ 自立と社会参加の促進

### ◆ 調査結果 ◆

○地域の人々と接する機会では、「ない」が約1割弱となっています。

#### 【地域の人々と接する機会があるか】

|    | 前回調査  | 今回調査  |
|----|-------|-------|
| ない | 11.2% | 16.3% |

○現在の生活の満足度では、約2割弱が「満足している」と回答している一方で、満足していないと回答した方も一定数おられます。

○障がいのある人のレクリエーションなど友だちと集まる場の要望があがっています。

### 今後の課題

○地域交流がない人も一定数いるため、引き続き機会の拡充を進め、障がいの有無等に関わらず交流できるような事業のあり方について検討していく必要があります。

○安心して快適に利用できる余暇活動の場や機会の拡充と並行しながら、情報発信のあり方や気軽に参加できる環境づくりの方策についても、他市事例を参照しながら並行して検討を進めていく必要があります。

○社会的参加(就学・就労・家庭外での交遊 etc)を回避し原則として家庭に6か月以上の長期間とどまり続けている状態を、厚生労働省のガイドラインでは「ひきこもり」と定義しています。しかし、精神疾患や発達障がいにより、人間関係のトラブルや強いストレスを引き起こし、ひきこもり状態となっている事例も少なくありません。当事者やご家族のニーズを把握し、必要な支援につなげていくための相談支援の充実と、自立につなげる就労支援・生活訓練等を関係機関と連携しながら進める必要があります。

## テーマ⑥ 安全・安心

### ◆ 調査結果 ◆

○避難行動について、約4割の方が避難できると回答している一方で、約2割強の方ができないと回答しています。

#### 【災害時にひとりで避難できるか】

|     | 前回調査  | 今回調査  |
|-----|-------|-------|
| いない | 33.0% | 27.8% |

○避難時に困ることでは、避難場所まで行けない（動けない）、避難の判断ができず避難場所もわからないなどに対する不安などがあげられています。

○避難所での不安では、設備面（トイレ・入浴・食事など）、周囲とのコミュニケーションなどに対する不安があげられています。

○ヘルプマークは約4割が知らないと回答しています。

※ヘルプマーク…外見からは分かりにくい内部障がいや難病の方が身につけることで、周囲から援助や配慮が必要であることを知らせるためのマークのことです。



### 今後の課題

○多くの方が、避難所生活に対して、不安を抱えていることが伺えるため、地域住民との関係性を構築していく中で、専門的知識を有していなくても対応できるようマニュアル等の作成や、障がいのある人の参加も想定した防災訓練を実施するなど、幅広い想定で対応できる体制づくりを進めていく必要があります。

○だれもが安全に、安心して、快適に暮らす中で積極的な社会参加ができるよう、歩道や公園、駅や公共施設などのバリアフリー化から、移動も含め、合理的配慮の観点のもと、安全・安心で快適な環境が求められます。

○災害時に自力での避難が難しい障がい者・高齢者（避難行動要支援者）を対象に個別避難計画作成の取組が始まっています。対象者数の把握と、必要となる支援者の育成と併せ、専門職や地域の皆さんの協力を頂きながら実効性のある計画になるよう取り組まなければなりません。

## 第3章 目標と基本理念

### 1 障がい福祉の目標

障害者基本法第1条に規定されているように、障がい者施策は、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しあいながら、支えあい、共に生きる社会の実現を目指します。

#### 《基本目標》

地域の住民とともに支え合う  
「地域共生社会」の実現



## 2 基本理念

本計画では、一人ひとりが、自立し安心して暮らし続けられるまちを実現するために、次の基本理念を定めます。

### （１）お互いを理解し、一人ひとりを尊重するまちづくり

---

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるまちづくりをめざします。

### （２）障がいの有無にかかわらず、人権をまもるまちづくり

---

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあうことができるまちづくりをめざします。

### （３）身近な地域で必要な相談と支援が受けられるまちづくり

---

可能な限りその身近な場所において必要な相談や支援が受けられるまちづくりをめざします。

### （４）ともに学び、ともに働くまちづくり

---

だれもが地域の学校で学べ、社会活動に参加でき、目標や生きがいをもつことができるまちづくりをめざします。

### （５）住みたい場所で、地域の人と共生するまちづくり

---

どこでだれと生活するかという選択の機会が確保され、地域社会において周りの人たちとともに生活できるまちづくりをめざします。

### （６）さまざまなバリアフリーを実現するまちづくり

---

障がいのある人の活動に障壁（バリア）となる、物理的、制度的、文化的、情報的、意識的な障がいが少ないまちづくりをめざします。

### 3 施策の体系

| 基本目標                     | 基本方針                    | 基本施策                |
|--------------------------|-------------------------|---------------------|
| 地域の住民とともに支え合う「地域共生社会」の実現 | 1 差別の解消及び<br>権利擁護の推進    | (1) 差別の解消の推進        |
|                          |                         | (2) 理解・啓発の促進        |
|                          |                         | (3) 人権・権利擁護の推進      |
|                          | 2 自立した地域生活の<br>支援       | (1) 相談・情報提供体制の充実    |
|                          |                         | (2) 日常生活を支えるサービスの充実 |
|                          |                         | (3) 円滑な地域生活の促進      |
|                          |                         | (4) 生きがいのある地域生活の促進  |
|                          | 3 ライフステージに対応<br>した支援の充実 | (1) 障がい児支援の充実       |
|                          |                         | (2) 学校教育の充実         |
|                          |                         | (3) 雇用・就労の促進        |
|                          | 4 保健・医療の充実              | (1) 予防・早期発見・早期治療の推進 |
|                          |                         | (2) 精神保健対策の推進       |
|                          |                         | (3) 医療体制の整備         |
|                          | 5 住みよいまちづくりの<br>推進      | (1) 住環境の整備          |
|                          |                         | (2) 移動・交通手段の充実      |
|                          |                         | (3) 防犯・防災対策の推進      |

## 第4章 障がい福祉施策の展開

### 基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進

#### (1) 差別の解消の推進

今後、障がい者の社会参加を進める中で、さまざまな場面において障がいを理由に地域で暮らしにくさを感じることがなくなるよう、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての周知・啓発を図るとともに、合理的配慮の提供を促進して差別の解消に努めます。

《主な取り組み》

|   | 項目                | 内容                                                                                                                                                                             |
|---|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 市民や事業者などへの啓発活動の推進 | ○市民向け出前講座の実施や、障がい者差別の解消に向けた理解促進のための内閣府ポータルサイトの紹介など、障がい者への差別の解消に関する啓発を継続して行います。<br>○市民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることができるよう取り組みを継続して実施します。                                         |
| ② | 行政サービスなどにおける配慮    | ○職員や指定管理者が「不当な差別の取り扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」に適切に対応できるよう、対応要領の策定に努めます。<br>○職員の研修などを実施することにより、窓口などにおける障がい者への配慮の徹底を図ります。<br>○選挙においては、障がいのある人の投票に支障がないよう、投票所のバリアフリー環境の整備並びに、合理的配慮の提供を行います。 |
| ③ | 合理的な配慮の推進         | ○障がい者の差別解消に向けた取り組みの裾野を広げるため、合理的配慮の提供などの事例などを発信することで、市民や事業者の合理的配慮の実践を促進します。<br>○令和6年4月より障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化となります。事業者には、合理的配慮の義務化についての周知・啓発を強化します。                 |

## (2) 理解・啓発の促進

障がい者と交流を通して正しく理解を深めるため、さまざまな情報メディアの活用や各種イベントの機会を捉えて、啓発活動を積極的に進めます。また、広く福祉体験やふれあいの場を設け、経験と実感を得られる福祉教育を推進します。

《主な取り組み》

|   | 項目                           | 内容                                                                                                                                   |
|---|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 行政、関係機関における意識の向上             | ○障がい者に直接かかわる機会の多い行政・サービス事業者等については、意識の向上や理解を深めるため、当事者などから意見を聞く機会、研修や啓発の促進を図ります。                                                       |
| ② | 発達障がいや難病などへの理解の促進            | ○自閉症スペクトラム障がい(ASD)や学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(AD・HD)などの発達障がいや、長期の療養が必要となる難病など、十分に理解の進んでいない障がいなどについて、広報紙や市ホームページなど、情報媒体を積極的に利用し理解の促進に努めます。 |
| ③ | 各種イベントにおける啓発活動の推進            | ○市内で行われるさまざまなイベントを啓発活動の機会と捉え、障がい者理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、障がい者の参加に配慮します。                                                               |
| ④ | 障がい者関係団体や庁内関係課との連携による啓発活動の充実 | ○障がい者関係団体や庁内関係課と連携しながら、障がいに関する正しい知識・理解を市民に広げる活動を実施します。                                                                               |
| ⑤ | 学校教育における福祉体験の場づくり            | ○学校教育において、各種福祉体験活動や福祉施設の見学などの交流活動を充実させ、障がい者とふれあうことで、ともに支えあう福祉の心を培います。<br>○障がい疑似体験や障がい特性を理解する授業などを実施し、子どもの頃から障がいに対する理解の浸透を図ります。       |
| ⑥ | ヘルプマーク・ヘルプカードの普及             | ○内部障がいや難病など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方が周囲から援助を受けやすくなるよう、島根県が推進するヘルプマーク・ヘルプカードの普及の取り組みに連携します。                                       |

### (3) 人権・権利擁護の推進

障がい者の社会参加を支えるため、権利擁護制度の普及・利用を進めます。また、関連する機関と連携し、障がい者に対する虐待など権利侵害の防止と早期発見に努めます。

《主な取り組み》

|   | 項目            | 内容                                                                                                                                                                                            |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 権利擁護の推進       | ○関係機関や団体と連携して相談窓口を充実させ、障がい者に対する権利侵害防止や問題の早期発見・早期解決の体制を強化します。                                                                                                                                  |
| ② | 成年後見制度などの普及促進 | ○判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための日常生活自立支援事業や成年後見制度についての普及・啓発を図ります。<br>○法人後見人に対する支援の継続や市民後見人の育成に努めます。                                                                                                   |
| ③ | 虐待防止の取り組みの強化  | ○障がい者虐待の防止に関する啓発活動や通報・相談窓口の周知を行い、障がい者への虐待防止・早期発見に努めます。<br>○安来市障がい者虐待防止センターにおいて、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに、養護者に対する支援を行い、関係機関などとの連携し協力体制の整備に努めます。<br>○事業所や職員に対して、人権意識や知識・技術向上のための研修を実施し、虐待防止に努めます。 |
| ④ | 人権教育の推進       | ○障がいに関する問題をはじめ、さまざまな人権問題についての市民の正しい理解と認識を深めるため、講演会などの定期的な開催に努めます。<br>○小学校低学年からの早期の人権・福祉教育の実施を目指すとともに、「障害者週間」や「人権週間」などに併せた啓発活動を通して、障がい者・難病患者への理解促進に努めます。                                       |



## 基本方針２ 自立した地域生活の支援

### (１) 相談・情報提供体制の充実

障がい者の地域での自立した生活を実現するため、日常生活や社会生活で直面する諸問題について、適切に意思決定を行うことができるよう、身近で気軽に相談ができ、必要な支援を受けることができる支援体制の整備に努めます。

《主な取り組み》

|   | 項目          | 内容                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 相談支援機能の強化   | <p>○相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用支援や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>○基幹相談支援センターを中心に、困難事例への対応とその情報共有を行い、相談支援員の資質向上を図ることで各事業所の機能強化に努めます。</p>                                                                                |
| ② | 関係機関相互の連携強化 | <p>○長期の不登校やひきこもりに、障がいが起因するケースも少なくないことから、教育委員会や地域包括支援センターなど、関係する機関相互の連携を強化し、必要に応じ適切に障がい福祉の支援につなぐことのできる相談体制・連携体制の充実を図ります</p>                                                                                                                                   |
| ③ | 情報提供の充実     | <p>○手話通訳や要約筆記などの情報提供に関する事業の充実を促進するとともに、地域行事などの機会において、意思疎通支援事業についての周知に努めます。</p> <p>○障がいに起因する情報格差解消に向け、関連する情報内容の充実とあわせ、広報紙や市ホームページ、行政告知端末を用いての情報提供に努めるとともに、適切な情報提供のあり方について引き続き検討してまいります。</p> <p>○情報の提供にあたっては情報通信技術（ICT）機器の利用促進を図るため、それらの活用力を向上させる支援を推進します。</p> |

## (2) 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの充実を進めるため、事業者への情報提供を積極的に行うほか、機関会議などを通じた情報共有・情報交換に努めます。

《主な取り組み》

|   | 項目                    | 内容                                                                                                                                                          |
|---|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 障がい福祉サービスなどの充実        | <p>○障がい福祉制度や福祉サービスなどの情報を発信し、最新の情報が利用者・提供事業所相互に提供できるよう引き続き努めます。</p> <p>○身近な地域でサービスが受けられるよう、「島根県障がい者福祉施設整備費補助金交付制度」等の情報を提供しながら事業所の参入を促し、適切なサービス供給量を確保します。</p> |
| ② | 各種助成・支援制度の充実          | <p>○県内自治体の取り組みなどを参考にしながら、既存の各種助成・支援制度の周知に努めます。</p> <p>○地域生活支援事業としての財源確保を視野に入れながら、地域性を考慮した本市ならではの支援制度を充実させます。</p>                                            |
| ③ | 難病患者への情報提供と利用の促進      | <p>○市の広報紙やホームページなどを活用して、難病患者に対して効果的な障がい福祉サービスなどが提供できるよう、その周知の方法など関係機関と連携し利用の円滑化を図ります。</p>                                                                   |
| ④ | 各機関や団体間の情報共有・協議の場への参加 | <p>○適切な障がい福祉サービスの提供を図るため、関連機関などと情報共有の強化に努めます。機関会議などの協議の場へ積極的に参加することで、サービス利用者への効果的な支援の検証・検討を継続して行います。</p>                                                    |

### (3) 円滑な地域生活の促進

障がい者の自立した生活を支えるためには、経済面を含め、さまざまな支援が必要です。障がいのある人のみならず、家族の介護者、支援者、関係団体などの支援・育成を充実させます。

《主な取り組み》

|   | 項目                | 内容                                                                                                                                                         |
|---|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 日中一時支援事業の充実       | <p>○障がい者の家族や介助者などの負担を軽減するため、日中の一時的な見守り支援を行う事業の利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○ご家族の緊急入院など、介護者不在の不測の事態に、一時的な緊急受入の対応ができるよう、地域生活支援拠点機能の担い手として参画いただける事業者の拡充に努めます。</p> |
| ② | 日中活動の場の充実         | <p>○地域活動支援センターをはじめ、地域において一人ひとりの目的に合わせて利用できる日中活動の場の提供を図ります。</p>                                                                                             |
| ③ | 地域における住まいの場の確保・充実 | <p>○障がい者の生活拠点となるグループホームなどの整備に対して協力を求め、居住施設の確保に努めます。</p> <p>○障がい特性に応じた支援ができる支援者の育成を検討します。</p> <p>○安全で快適な生活環境を確保するため、住まいの改造支援や、地域での生活を可能にするための支援を行います。</p>   |
| ④ | 障がい者団体などへの支援      | <p>○障がい者やその家族などの団体の活動を支援し、活動の活性化を図ります。</p>                                                                                                                 |
| ⑤ | ボランティアの育成         | <p>○手話奉仕員養成講座などを実施し、障がい者の円滑な意思疎通に携わることのできるボランティアを養成し、ボランティア登録者の確保を図ります。</p> <p>○ボランティアの活動状況をイベントなどを通じて発信することで、その活動への参加を促すとともに、スタッフとしての継続参加と育成を期待します。</p>   |

## (4) 生きがいのある地域生活の促進

障がい者が満足した生活を送ることができるよう、障がい者の生活の質（QOL）の向上に向けて、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動、地域活動の場を充実させるとともに、それらの活動への参加を促進します。

《主な取り組み》

|   | 項目                    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 文化・芸術活動・スポーツ活動への参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援事業に基づく、文化芸術活動を行うことができる環境整備に努めます。</li> <li>○当事者の活動や支援団体・ボランティアなどの活動に対する支援を充実させます。</li> <li>○障がい者の社会参加の機会を広げ、その情報発信の機会の提供に努めます。</li> <li>○障がい者の社会参加の促進を図る事業として、障がい者スポーツ大会を年1回開催します。</li> <li>○障がいに対する理解と障がい者スポーツの認知度向上を図るため、パラスポーツの普及を支援します。</li> </ul> |
| ② | 地域活動への参加・ふれあいの場づくりの促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○あいサポート運動・福祉教育に継続して取り組み、障がい・難病の有無にかかわらず、共に支えあい助けあう共働のまちづくりにつなげます。</li> <li>○障がい者が地域の活動に参加することで生きがいをもって生活ができるよう、ボランティア活動や地域行事などに参加しやすい環境づくりを進めます。</li> </ul>                                                                                                  |

## 基本方針3 ライフステージに対応した支援の充実

### (1) 障がい児支援の充実

障がい児の発達を支援するため、早期療育の開始に対しても積極的に取り組みます。保護者の負担軽減となるよう、身近な地域で支援が受けられる療育体制の充実に取り組み、障がいを理由に就学や教育が制限されないことがないよう、教育相談の実施に努めます。

《主な取り組み》

|   | 項目            | 内容                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 障がいの早期発見・早期療育 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査をはじめとする母子保健事業の充実や関係機関との連携を深めることにより、障がいの早期発見に努めます。</li> <li>○支援が必要な場合には、適切な医療や専門的な療育へとつなげていく体制づくりを進めます。</li> <li>○各種健康診査の結果により、事後指導が必要な場合に向けては、健康教室や健康相談の充実を図り、疾病の予防と不安解消に努めます。</li> </ul>                       |
| ② | 療育体制の充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの成長段階に対応し、関係機関・支援機関が相互に連携し情報共有を図りながら、支援を必要とする子どもとそのご家族へ向け切れ目のない療育体制を整備します。</li> <li>○適切な時期に児童発達支援が利用できるよう、提供体制の充実に努めます。</li> </ul>                                                                                  |
| ③ | 障がい児保育の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児が安全に安心して保育を受けることができるよう、幼稚園・保育所・こども園の施設の充実に努めます。</li> <li>○障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を増やし、双方の豊かな人格の形成をめざした障がい児保育、幼稚園での特別支援教育の充実に努めます。</li> <li>○障がい状態・その特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じ個別の指導計画を作成し保育を進めます。</li> </ul> |

|   | 項目         | 内容                                                                                                                                                                       |
|---|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ | 就学相談体制の充実  | <p>○就学前児童一人ひとりに対して、適切な就学相談・指導を行うため、就学前検診や就学指導委員会による調査、教育相談を実施します。</p> <p>○発達の日目における集団健診は、子どもの発達特性の理解や子どもとの接し方へのアドバイスの機会と考えます。子ども・保護者・保育者等が安心して就学を迎えることができるよう支援に努めます。</p> |
| ⑤ | 医療的ケア児への支援 | <p>○医療的ケアが必要な障がい児について、保健・医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、心身の状況に応じた適切な支援を図ります。</p> <p>○保健・医療・福祉等の関係機関との定期的な協議を行い、支援内容の検証、検討を進めることで、医療的ケア児とそのご家族の地域での生活を支援します。</p>                     |

## (2) 学校教育の充実

一人ひとりの個性が尊重される社会をつくるためにも、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じように地域の学校で学ぶことができるよう、障がい児の学習環境整備を進めます。

《主な取り組み》

|   | 項目        | 内容                                                                                                                                                                                         |
|---|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 特別支援教育の推進 | <p>○市内の幼稚園、小・中学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置など、特別支援教育体制の整備を推進します。</p> <p>○教職員に対し、特別支援教育に関する各種研修への参加を促進し、障がい児に対する理解を深めるとともに、指導力や専門性の向上を図ります。</p> <p>○医療・教育関係者による教職員への相談支援を推進します。</p> |
| ② | 進路指導の充実   | <p>○特別支援教育を修了する障がい児が、就労以外にも幅広く進路を選択できるよう、進路指導者を中心とした関係機関との連携体制の構築を支援します。</p>                                                                                                               |

|   | 項目               | 内容                                                                                                                                                          |
|---|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ | 学校施設のバリアフリー化の推進  | ○障がい児の学習環境を整えるため、すべての児童・生徒が安全に楽しく学校生活を送ることができるよう、学校施設等のバリアフリー化に努めます。                                                                                        |
| ④ | 移動手段の充実          | ○通学・通勤などに際し福祉的配慮が必要な障がい者への移動支援制度の拡充に向け関係機関と協議を行います。                                                                                                         |
| ⑤ | インクルーシブ教育システムの推進 | ○障がい児の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進します。<br>○本人や保護者の意見を尊重し、できる限り地域の子どもとともに学ぶことができる教育を推進し、学校における相談や支援体制の充実に努めます。<br>○人員配置や授業の進め方、教材の工夫など、できる限りの配慮を行います。 |

※インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的および身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者・障がいのない者の区別なく共に学ぶ仕組みづくりのことです。

### (3) 雇用・就労の促進

障がい者雇用について普及・啓発に努めるとともに、障がい者だけでなく事業主に対する相談体制の充実を図り、障がい者雇用の拡大を進めます。

また、障がい者の意欲や適性に応じた職業能力の開発・訓練を支援し、経済的な自立と自己実現を目指します。

#### 《主な取り組み》

|   | 項目            | 内容                                                                                                                                                       |
|---|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 企業に対する雇用の啓発   | <p>○公共職業安定所（ハローワーク）との連携のもと、企業や事業主に対して特例子会社制度や障がい者雇用に関する各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。</p> <p>○公共職業安定所などとの連携を深め、企業や事業主からの障がい者雇用に関する相談に対応できる体制の充実を図ります。</p>        |
| ② | 特別支援学校との連携    | <p>○卒業後の進路決定に際しては、本人の希望や適性能力に応じた進路先の選択が可能となるように、特別支援学校（養護学校）などと連携して、福祉サービス（就労系）の利用に関する支援を行います。</p> <p>○行政と相談支援専門員が、支援学校と家庭の間に立ちながら、共同して就労選択の支援に努めます。</p> |
| ③ | ジョブコーチ派遣制度の普及 | <p>○企業や事業主に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金制度の周知を図ります。</p> <p>○ジョブコーチの利用を積極的に推進し、障がい特性をふまえた専門的な援助を行うことで、障がい者の職場への定着を促進します。</p>                                     |

※ジョブコーチ…障がい者が一般の職場で就労するにあたり、障がい者・事業主および当該障がい者の家族に対して、障がい者の職場適応に向けたきめ細やかな人的支援を提供する専門職。



|   | 項目            | 内容                                                                                                                                                                                                 |
|---|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ | 障がい者の職業的自立の推進 | <p>○事業所と連携し、就労移行支援や就労継続支援を通して、就労の機会の提供や一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に対する支援を行います。</p> <p>○圏域自治体として松江市と共同で実施する、障がい者インターンシップ事業の利用と周知を図ります。</p> <p>○企業が障がい者を一定期間試行的に雇用する機会を増やすことで、本格的な雇用につながるよう、引き続き支援を行います。</p> |
| ⑤ | 就労相談への対応      | <p>○公共職業安定所や松江障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就職前から就職後のフォローまで、一貫して適切な相談・助言ができるよう、体制の充実を図ります。</p>                                                                                                              |
| ⑥ | 多様な働き方への対応    | <p>○個人の能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、就業機会の拡大を図るため、障がい福祉サービスに限らず、制度の縦割りを超えた柔軟な支援関係を構築します。</p>                                                                                                                |
| ⑦ | 福祉的就労の充実      | <p>○一般就労が難しい方のために、自立と社会経済活動への参加に向けて必要な訓練や就労の場の提供を行います。</p> <p>○工賃の確保も視野に入れながら、事業所や作業所のニーズにあった創作・生産活動の機会の提供、充実を支援します。</p>                                                                           |
| ⑧ | 障がい者優先調達の促進   | <p>○障害者優先調達推進法に基づき、障がい者が働く職場からの優先調達について普及・啓発を図り、庁内や関係各所において、優先調達の配慮に努めます。</p>                                                                                                                      |

※障がい者インターンシップ事業…障がいと向き合いながら一般就労を希望する人と、障がいのある方を雇用したい企業が共に働き続けることができるように、関係機関と協力しての職場実習のほか、就業や日常生活の相談等の支援を提供します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、島根労働局と島根県の委託により実施されている事業です。

## 基本方針4 保健・医療の充実

### (1) 予防・早期発見・早期治療の推進

障がいの軽減や重度化を防止するためにも、障がい者の健康づくりや健康診断の受診を促進し、関連機関と連携して各種健診の実施に努めます。

《主な取り組み》

|   | 項目                | 内容                                                                                                                                                         |
|---|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 各種健診（検診）の推進       | ○各医療保険者による特定健診や各種がん検診の意義を啓発し、健診（検診）の受診率の向上を図ります。<br>○生活習慣病予防に向けての生活改善や疾病の早期発見・早期治療に努めます。<br>○健康教育や健康相談の充実を図ることで、障がい者を含めた市民の健康に対する意識を啓発し、疾病の予防と健康づくりを推進します。 |
| ② | 医療・リハビリテーション体制の充実 | ○個々の障がいの程度や種別に応じたリハビリテーション体制を取ることができるよう、医療機関や関係機関との連携に努めます。<br>○障がい等により身体機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるためのサービスの充実に努めます。                      |

### (2) 精神保健対策の推進

精神障がい者の自立と社会復帰を促進するため、精神保健に関する医療・相談体制の整備を進め、精神疾患に対する理解促進を図ります。

《主な取り組み》

|   | 項目        | 内容                                                                         |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| ① | 相談支援体制の充実 | ○精神障がい者及びその家族に対する相談体制の充実に努めます。また、自死対策としてゲートキーパー養成講座を実施するなど、相談支援体制の充実に努めます。 |

|   | 項目                | 内容                                                                                                                                                                                          |
|---|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② | 医療機関との連携          | ○精神科を有する医療機関と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療及び治療継続に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。                                                                                                                           |
| ③ | 精神保健知識の普及啓発       | ○地域活動支援センター I 型事業での活動とあわせ、地域住民や、職域・教育の場などにおける精神障がいに対する理解を深めるために、精神保健知識の普及啓発に努めます。                                                                                                           |
| ④ | 地域生活への移行に向けた支援の充実 | ○一般相談支援事業者による相談支援（地域移行、地域定着）により、退院・退所後の精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、必要な支援と地域との交流の促進を図ります。<br>○保健・医療・福祉などの関係機関や警察などと連携し、地域における支援ネットワークを強化します。<br>○支援先機関の連携のもと、居住支援や地域生活支援等の機能を集約し、地域生活支援拠点の拡充を図ります。 |

※ゲートキーパー…こころの不調や、自死に傾くサインに気づき、適切な対応（気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。「命の門番」とも位置づけられており、自ら S O S を出すことが難しい人の場合、ゲートキーパーの関わりが悩んでいる人の助けにつながります。

### (3) 医療体制の整備

障がい者が必要な医療を、必要なときに受けることができるよう、医療機関などと連携して医療機能の向上を図り、島根県や近隣町村とも連携し、広域的な医療体制の構築を進めます。

《主な取り組み》

|   | 項目          | 内容                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 医療制度などの活用   | ○障がい者の生活の安定を図り、適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療制度など各種支援制度の周知を図り利用促進に努めます。                                                                                                                                                                      |
| ② | 医療体制の構築     | ○障がいを軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携のもと、市民が必要な治療を受けることができるように、医療機能の向上に働きかけます。<br>○地域の保健・医療現場を支える福祉人材の確保と定着を図るため、島根県や公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した取組を推進します。<br>○学校における福祉教育の推進や、児童生徒の福祉体験や職場体験の実施などを通して、福祉・介護の資格や志度都への理解と職業観の育成に努めます。 |
| ③ | 難病患者への支援の推進 | ○保健所や医療・福祉の関係機関と連携を図り、訪問指導などのきめ細かな支援体制の構築に努めます。<br>○治療・療養が長期にわたる人も少なくないことから障がい福祉サービスの提供に際しては、一人ひとりの障がい特性（病状の変化や進行、福祉ニーズなど）に配慮した支援を行うとともに、経済的な不安軽減のための各種医療制度の周知に努めます。<br>○近くに専門的な治療を行う医療機関が少ないため、近隣自治体と連携し、広域的な医療体制の構築を引き続き進めます。             |

## 基本方針5 住みよいまちづくりの推進

### (1) 住環境の整備

障がい者が住み慣れた地域や住宅で安心して生活をするためには、障がいの状況に応じた住環境の整備が必要となります。住宅の整備だけでなく、これまで進めてきた公共施設のバリアフリー化を今後も計画的に進め、障がい者が安全に利用できるよう整備に努めます。

《主な取り組み》

|   | 項目                    | 内容                                                                                                         |
|---|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 住宅整備の普及・啓発            | ○障がい者の住宅に関する改善事例などの情報提供に努めます。<br>○住宅改造に関する相談体制の充実や、福祉サービスにおける住宅改修費の給付などについて、市民への周知を図り、利用を促進します。            |
| ② | 公共施設のバリアフリーの推進        | ○ユニバーサルデザインの考え方のもと、島根県や関係機関、民間事業者と連携し、公共施設・交通機関・歩道・公園などについて、障がい者や高齢者・乳幼児などを抱える家族などの利便性を考慮した計画的な整備・改善に努めます。 |
| ③ | 民間施設のバリアフリーの促進        | ○民間施設の整備にあたっては、建築主などに対し、バリアフリーに配慮した施設整備を行うよう働きかけます。                                                        |
| ④ | 障がい者などを対象としたごみ収集体制の検討 | ○自宅からごみ集積場までごみを排出することが困難な障がい者などを対象とした収集体制などの検討を進めます。                                                       |

## (2) 移動・交通手段の充実

移動手段の確保や、歩行空間のバリアフリー化など、障がい者が外出しやすい環境の整備に努めます。また、関係機関とも連携し、障がい者の移動・交通手段の利便性の向上に向けて取り組みを進めます。

《主な取り組み》

|   | 項目                       | 内容                                                                                                                                                                                                          |
|---|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 移動支援事業などの推進              | <p>○屋外での移動が困難な障がい者に対する移動支援のニーズの的確な把握に努め、支援方法を検討します。</p> <p>○移動支援事業や行動援護などのサービス提供の拡充に向けて、事業者の確保に努めます。</p> <p>○交通手段に制約のある高齢者や障がい者の利便性向上のため「安来市地域公共交通計画」に基づき、地域に根差した持続可能な公共交通の実現と市内交通空白地域等への対策に引き続き取り組みます。</p> |
| ② | 自動車改造費及び自動車運転免許取得助成事業の促進 | <p>○障がい者が自ら自動車を運転して移動ができるよう、自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成し、社会活動への参加と自立を促進します。</p>                                                                                                                          |
| ③ | 歩行空間の整備                  | <p>○交差点の改善、信号機への視覚障がい者用付加装置の設置、誘導ブロックの敷設、段差の解消などを安全かつ円滑に整備し、安全で快適な歩行環境を確保することで、障がい者の社会参加を促進します。</p>                                                                                                         |
| ④ | 思いやり駐車場の整備               | <p>○障がい者などの自動車による移動が円滑に行われるよう、公共的施設などにおける身体障害者等用駐車場（愛称「思いやり駐車場」）の整備に努めます。</p>                                                                                                                               |

### (3) 防犯・防災対策の推進

災害時の情報の伝達や避難誘導を、迅速かつ的確に行えるよう、情報伝達手段の充実に努めます。避難後についても、避難所や仮設住宅のバリアフリー化、治療やリハビリに必要な物資の調達など、不安なく避難生活が送れるように支援体制の整備を進めます。

《主な取り組み》

|   | 項目                       | 内容                                                                                                                                                                      |
|---|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <b>防犯・防災対策の普及推進</b>      | <p>○障がい者やその家族に対して、防犯・防災に関する知識および対処法などについての啓発を図ります。</p> <p>○緊急時における迅速な救助活動につながる、Net119緊急通報システムの周知と普及啓発に努めます。</p> <p>○災害対策基本法や県防災計画との整合性を図りながら、市地域防災計画について随時見直しを行います。</p> |
| ② | <b>要支援者避難支援制度の普及・促進</b>  | <p>○災害時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者などの避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿の作成と併せ、個別避難計画作成に向けて、関係機関と協議し、情報共有を図ります。</p>                                                                      |
| ③ | <b>緊急時の情報提供の充実</b>       | <p>○行政告知端末やホームページ、携帯電話へのメールサービスなど、従来の情報提供手段のほか、ＩＣＴ等、障がい特性に応じた情報伝達ツールの活用により、迅速かつ着実に災害情報が伝達できるよう、情報伝達ツールの充実に努めます。</p>                                                     |
| ④ | <b>避難生活における合理的な配慮の推進</b> | <p>○障がいの特性に配慮した支援が提供できるよう、避難所運営体制の整備を進めます。</p> <p>○障がい特性への理解不足により、障がい者や難病患者とその家族が避難所で不利益な立場となることがないように、防災講座などでの市民の障がい特性に対する理解と意識醸成を図ります。</p>                            |

|   | 項目         | 内容                                                                                                                                                                        |
|---|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤ | 地域の防犯対策の促進 | <p>○各防犯団体との連携を図り、関係機関との連絡・相談体制を強化します。</p> <p>○地域の障がい者団体・家族会や施設における防犯教室の開催など、防犯意識の向上に努めます。</p>                                                                             |
| ⑥ | 消費者保護の推進   | <p>○障がい者や高齢者などを狙った消費者被害を防止するため、消費生活センターや他の相談窓口との連携のもと、悪質商法の手口などの情報提供や苦情などに対する相談の充実に努めます。</p> <p>○消費生活相談センターや警察機関などと連携し、広報活動や講習会などの開催により、消費者トラブルに巻き込まれないための消費者教育を進めます。</p> |

※Net119 緊急通報システム…聴覚や言語機能等に障がいがあることで、音声による119番通報が困難な方が、インターネット機能を有するスマートフォンなどから、「火事」「救急」の通報種別を選んで、円滑に消防へ通報できるシステムです。安来市では令和3年7月より運用開始しており、119番通報や文字通信、GPS機能を用いた位置情報の提供などを簡単な操作で行うことができます。

※避難行動要支援者…災害時又は災害発生のおそれがある時に特に配慮を要する者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人）のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要となる方を避難行動要支援者と定義し、市では民生委員児童委員等関係機関と協力し、要支援者名簿登録の呼びかけを行っています。

※個別避難計画…避難行動要支援者が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人やご家族と確認し作成する、個別の避難行動計画のことです。本人の心身の状況や、生活実態を把握する地縁組織や介護・福祉専門職など様々な関係者と連携し作成するなど、実用性の高い計画の策定が求められています。



## 第5章 計画の推進体制

### 1 各種関係機関等との連携

#### (1) 市民、団体、事業者などとの連携

障がい者とともに生きる社会の実現に向け、市民や障がい者団体、障がい者支援事業所、企業、学校、医療機関などさまざまな機関や団体との連携強化に努め、総合的・横断的に施策を推進していきます。また、各機関や団体間の情報交流などを支援し、連携体制の構築を図ります。

#### (2) 島根県、近隣市町との連携

今後も、制度改正など国や島根県からの情報を収集しながら、施策を展開します。また、本市において提供されていないサービスや、専門的な知識を要する場合など、広域的な対応が必要なものについては、近隣市町との連携や情報交換などを行い、適切な対応に努めます。

#### (3) 庁内における連携

障がい者施策は、福祉だけでなく、教育、保健・医療、雇用・就労、生活環境など、幅広い分野にわたっているため、全庁的に取り組む必要があります。福祉課内だけでなく、関係各課との連携をさらに強化し、全庁が一体となって総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

### 2 計画の進捗状況の点検・評価

基本計画は、障がい者施策を長期的な視野において総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。本市における障がい者施策の基本的な計画となるものであるため、本計画の実施計画に位置づけられる「安来市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」の見直し時に実施される進捗状況の点検・評価をふまえて、本計画の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、制度改正など社会情勢が大きく変化した場合には、安来市障害者等総合支援協議会を中心として計画を見直し、柔軟な対応を図ります。

# 資料編

## 1 安来市障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「計画」という。）を策定するため、安来市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が指名する者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所所管課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 第4期安来市障害者基本計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

| 事業所・団体名等            | 職名等  | 氏名     | 備考   |
|---------------------|------|--------|------|
| 安来市身体障害者福祉協会        | 会長   | 石倉 刻夷  | 委員長  |
| 安来市手をつなぐ育成会         | 委員   | 周藤 紀恵  |      |
| 明日を育てる会             | 会長   | 仙田 圭吾  |      |
| 安来市自治会代表者協議会        | 幹事   | 成瀬 和博  |      |
| 安来市民生児童委員協議会        | 会長   | 岡屋 榮六  |      |
| 社会医療法人 昌林会 安来第一病院   | 総務部長 | 秦 真治   |      |
| 社会福祉法人 せんだん会 梨の木園   | 施設長  | 奈良井 典子 |      |
| 社会福祉法人 安来市社会福祉協議会   | 事務局長 | 田中 正美  | 副委員長 |
| 松江保健所 心の健康支援課       | 課長   | 高野 美智子 |      |
| 安来市 政策推進部 やすぎ暮らし推進課 | 課長   | 淀谷 正臣  |      |
| 安来市 市民生活部 人権施策推進課   | 課長   | 加藤 直子  |      |
| 安来市 健康福祉部 子ども未来課    | 課長   | 藤原 聖美  |      |
| 安来市教育委員会 教育部 学校教育課  | 課長   | 椿 英隆   |      |

### 3 策定経過

| 開催日                    | 会議／調査                | 内容                                                              |
|------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 令和5年<br>7月5日<br>～7月31日 | アンケート調査              | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者から800人を無作為抽出                         |
| 令和5年<br>7月28日          | 第1回(第4期)障害者基本計画策定委員会 | 計画策定基本方針の説明<br>国県の動向確認<br>アンケート調査内容説明                           |
| 令和5年<br>9月27日          | 第1回障害者等総合支援協議会       | 令和4年度における障がい者・障がい児福祉計画の達成状況報告、令和5年度進捗状況報告、次期基本計画、者・児福祉計画の整備方針説明 |
| 令和5年<br>11月24日         | 第2回(第4期)障害者基本計画策定委員会 | アンケート調査結果報告とその主な課題<br>次期基本計画骨子案説明<br>次期者・児福祉計画骨子案説明             |
| 令和6年<br>1月1日<br>～1月31日 | 障害者基本計画へのパブリックコメント実施 | 策定委員への基本計画素案送付に併せ、市ホームページへの素案掲示・各庁舎窓口への閲覧図書の設置                  |
| 令和6年<br>2月9日           | 第3回(第4期)障害者基本計画策定委員会 | パブリックコメントの結果報告・修正事項<br>障がい者基本計画最終案説明（承認）<br>提出意見集約              |
| 令和6年<br>2月22日          | 策定委員会より市長へ意見書提出      | 市町村障害者基本計画として承認                                                 |
| 令和6年<br>3月13日          | 市議会定例会<br>文教福祉部会     | 市町村障害者基本計画策定の報告                                                 |

【MEMO】

【MEMO】



---

## 安来市第4期障がい者基本計画

発行日：令和6年3月

発行：安来市福祉課 障がい者福祉係

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1

TEL：0854-23-3216 FAX：0854-32-9008